

號。四一第



陸密參謀總長、教育總監へ照會  
首題、件陸軍軍需審議會會長覆申ニ基テ  
別紙、通定ノ度ニ付意見<sup>此款未定</sup>  
右異存ナキ旨回答アリタル後左案決行相成度  
昭和五年五月二日

陸機密、彈藥統制要領規程、件達

關係陸軍部隊へ

彈藥統制要領ヲ別紙、通定人

昭和年月日

陸軍大臣、板垣征四郎

陸機密第六九號 昭和五年七月三十日

統制要領ハ別紙原稿ニ依リ官房ニ於テ印刷ノ上別紙  
配布表、箇所、配布相成度

陸軍省密受第17号

軍審發第二號

陸軍軍需審議會委員會ニ於テ審議ノ件覆申

昭和十四年二月六日

陸軍軍需審議會會長 山 脩 正

陸軍大臣 板垣 征四郎 殿

彈藥統制要領ニ關スル件左記ノ如キ希望意見ヲ附シ別冊ノ通り審議決定セシニ付覆申ス

左記

「今後裝備ノ研究ニ伴ヒ統制要領ノ内容ニ變更アルヲ豫期ス  
ニ瓦斯弾ニ就テハ一括シテ今後ノ研究ニ關ル特ニ七種級以下ニ採

用スルコトニ就テハ慎重<sup>シラフ</sup>研究センコトヲ望ム

火器ノ統制ヲ促進センコトヲ望ム

分離弾薬筒ノ研究及裝薬數減少ノ研究ヲ望ム

高射砲ノ機械信管ヲ研究センコトヲ望ム

1047

部外秘

強樂統計要領

昭和十三年十二月  
陸軍技術本部第一部

## 彈 藥 統 制 要 領

### 第一 一般方針

將來戰ヲ考慮シ戰爭ノ性質、戰術上ノ要求、製造  
補給ノ難易、取扱上ノ便否等ノ諸點ヲ顧慮シテ彈  
藥ヲ次ノ如ク統制セントス

一、彈藥ハ機能ノ確實ヲ絶對要件トシ其ノ構造ヲ簡  
單ニシ部品ヲ統合整理シテ製造補給ヲ容易ナラ  
シム

尙新式彈藥ノ採用ニ依リ其ノ威力ヲ向上セシム

又極力代用資源ノ採用ニ努ム

三、煙丸ノ種類ヲ統制減少シ且其ノ構造ヲ簡單ニス

三、製薬ノ種類ヲ統制シ其ノ防爆ヲ一層嚴重ニス

四、炸薬ハ成ルヘク壓搾填實式及被包式ヲ廢止シ燃

融直填式トナス

茶褐色代用ノ爆薬ヲ採用ス

五、信管ハ新ニ數種ヲ採用シ之ヲ全般的ニ使用シ運

搬取扱ヲ便ナラシムルト共ニ機能ノ確實ヲ期シ

其ノ性能ノ向上ヲ圖ル

六、彈丸及薬筒ニ施ス標識ヲ一層明確實用的ナラシ

ム

## 第二 強 丸

強丸ノ種類ヲ極力減少セシメ主要火砲ノ彈種ヲ附

表其一乃至其三ノ如ク統制シ爾餘ノ彈丸ハ現在品  
限り使用セシム

附表所載以外ノ砲種ニ就テハ同一口径火砲ノ彈丸  
ヲ極力使用スル如クシ止ムヲ得サルモノハ其ノ性  
能ニ應シ別ニ一又ハ二種彈丸ヲ採用ス

彈丸統制ノ概要次ノ如シ

一、榴弾、尖銳弾ノ製造容易化

榴弾、尖銳弾ノ製造補給ヲ容易ナラシムルタメ

一般ニ啄螺及傳火薬筒室ヲ省略ス

二、曳火榴弾ノ制定

砲兵ノ射撃性能ヲ向上セシムルタメ新ニ曳火榴

弾ヲ採用ス

曳火榴彈ハ頭部ヲ除ク外榴彈ト同一形狀ヲ與フル如クス

三、曳光彈ノ制定

二十耗竈三十七耗彈丸ニ曳光彈ヲ採用ス

四、特種彈ノ整理

發煙彈八十種半以下ノ火砲ニノミ持續性發煙彈

ヲ採用ス

照明彈ハ主トシテ近距離火器ニ採用ス

燒夷彈ハ現制ノモノヲ廢止シ別ノモノ又研究ス

五、瓦斯彈ノ設計變更

瓦斯弾ハ鉛頭型トシ瞬發・曳火ノ二作用ヲナス  
信管ヲ装スル如ク設計ヲ變更シ十五種榴彈砲以  
下ニ採用ス

但シ純瓦斯弾ハ成ルヘグ曳火榴彈ノ彈体ヲ用フ  
ル如クス

#### 六、銅性銳榴彈ノ設計變更

戰時ニ於テモ材料取得容易ナル銅性銳榴彈ヲ新  
ニ研究採用ス

#### 七、炸藥並其充填實法ノ改正

代用炸藥又採用流平隙毛火薬之使用ヲ禁勿作製

#### 二、價熱セシム

炸薬填實法ノ研究ニ依リ炸薬能率ノ増進ヲ計ル

### 第三 製 薬

製造補給ヲ容易ナラシムルタメ火薬ノ成分ヲ統制シ階段整理ヲ行ヒ且流用ヲ容易ナラシム

#### 一、火薬種類ノ統制、整理

小口径統砲及中口径榴彈砲ニハ「ニトロセルローズ」火薬、大中口径加農及大口径榴彈砲ニハ「ニトログリセリン」入り無溶劑火薬（甲）、其ノ他ニハ「ニトログリセリン」入り溶剤火薬及無溶剤火薬（乙）ヲ用ヒ各々其ノ藥勢ヲ階段狀ニ整理スルヲ原則トス

三、裝薬ノ防爆

防爆ハ一般ニ藥筒自体ヲ以テ行スヲ本旨トスルモ特ニ多爆ナル砲側庫等ニ收容スルモノハ罐詰式容器ニ收納ス

三、點火薬附藥莢燃爆管採用ス

一般三點火薬附藥莢燃爆管採用ヒ又無煙點火薬及  
防爆點火薬變更採用ス

四、榴彈砲裝藥號ノ改變

榴彈砲、臼砲ノ裝藥號ノ最低入モノ復廢止以答  
號裝藥ノ藥種ヲ單一ナラシメ且信管ノ安全性ヲ  
増シ尙其ノ機能ノ確實ヲ圖ル

大口径榴弾砲ニハ要スレハ攻城用藥筒ト守城用

藥筒ノ二種ヲ採用ス

#### 第四 信 管

信管ハ機能ノ確實、採用ノ簡便ヲ期シ而モ各種射  
撃目的ニ對應セシムルタメ次ノ如ク整理ス

一、新ニ勧信管ノ制定

八八式瞬發、同短延期信管及九〇式二勧信管ニ  
代ヘ新ニ八八式二勸信管ヲ採用ス

二、新小瞬發信管ノ制定

重擲弾筒用八八式小瞬發信管ニ代ヘ滑腔施綫兼  
用ノ新小瞬發信管ヲ採用ス而シテ本信管ハ二重

装填ニ耐フルモノトス

三九三式二勵信管ノ改良

二勵機能ノ改装ヲ容易ナル如ク改ム

四、複勵信管ノ改正

三年式及五年式複勵信管ニ代ヘ新ニ瞬曳信管ヲ

採用ス

五、八九式尖銳高射信管ノ改正

八九式尖銳高射信管ニ代ヘ新高射信管ヲ採用ス

本信管ノ火導藥ハ瞬曳信管ト同一トシ其ノ構造  
ヲ簡単ニシテ製造ヲ容易ナラシメ且精度ノ向上

ヲ圖ル



備考  
整備區分  
甲……戰用機スルモノニシテ未製作スルモノ  
乙……戰用機スル難免ラ完アスルモノ

1059

火砲	薙	丸	信	薙	丸	道藝四九	中九	野
整備器	彈					砲曲七九		
甲	九八式薙彈					甲		
甲	九八式實薙彈					甲		
甲	九八式鑄鐵薙彈					甲		
甲	九八式獨彈					甲		
九八式瓦斯彈	九八式獨彈	九八式獨彈	九八式獨彈	九八式獨彈	九八式獨彈	九八式獨彈	九八式獨彈	甲
九八式大鎗彈	九八式獨彈	九八式獨彈	九八式獨彈	九八式獨彈	九八式獨彈	九八式獨彈	九八式獨彈	甲
九八式銅性銳薙彈	九五式小薙彈	九五式小薙彈	九五式小薙彈	九五式小薙彈	九五式小薙彈	九五式小薙彈	九五式小薙彈	甲
九八式鋤彈	九八式獨彈	九八式獨彈	九八式獨彈	九八式獨彈	九八式獨彈	九八式獨彈	九八式獨彈	甲

甲　――　軍用二铁スルモノニシテ  
乙　――　軍用ニ铁スルモノ

附錄其一三

				三 十二 十一 十 九
				甲
		甲	甲	九五 或 破 甲 禪
	甲	甲	九八 或 東 火 禪	九五 或 破 大 三 禪
	九五 或 破 甲 禪	九八 或 東 火 禪	九五 或 破 大 三 禪	九五 或 破 大 三 禪
甲	九八 或 東 火 禪	九五 或 破 甲 禪	九五 或 破 大 三 禪	九五 或 破 大 三 禪
九八 或 東 火 禪	九五 或 破 甲 禪	九五 或 破 大 三 禪	九五 或 破 大 三 禪	九五 或 破 大 三 禪
九五 或 破 甲 禪	九五 或 破 大 三 禪			

備考 整備区分 甲 戰用兵装スルモノニシテ特製作スルモノ  
乙 殲用兵装スルモノニシテ研究ヲ成アスルモノ

部外秘

新 旧 虬 莺 對 級 表

表

三十	機宣式二九			航式八三	施火	
	丸	新	丸	新	丸	信管
九二爻微甲黑色	九二爻微甲黑色	九二爻微甲黑色	九二爻微甲黑色	九二爻普通黑色	九二爻普通黑色	九二爻普通黑色
九二爻微甲黑色	九二爻微甲黑色	九二爻微甲黑色	九二爻微甲黑色	八九爻除铜黑色	八九爻除铜黑色	八九爻除铜黑色
九二爻微甲黑色	九二爻微甲黑色	九二爻微甲黑色	九二爻微甲黑色	九二爻光黑色	九二爻光黑色	九二爻光黑色
	4		2		数	
九二爻微甲黑色	九二爻微甲黑色	九二爻微甲黑色	九二爻微甲黑色	九二爻普通黑色	九二爻普通黑色	九二爻普通黑色
九二爻微甲黑色	九二爻微甲黑色	九二爻微甲黑色	九二爻微甲黑色	八九爻除铜黑色	八九爻除铜黑色	八九爻除铜黑色
九二爻微甲黑色	九二爻微甲黑色	九二爻微甲黑色	九二爻微甲黑色	九二爻光黑色	九二爻光黑色	九二爻光黑色
	5		3		数	



追擊步四九	砲曲七九	砲曲第一十	砲兵步兵二九
九八式鋼性銃榴彈	九八式發煙彈	九五式聯明彈	九八式榴彈
九八式瓦斯彈	九八式重榴彈	九八式榴彈	九二式榴彈
九八式鋸鉄榴彈	九八式宣稱彈	九八式榴彈	九七式鋼性銃榴彈
九八式瓦斯彈	九四式宣稱彈	九七式宣稱彈	九二式榴彈
九五式瓦斯彈	九五式瓦斯彈	九三式三動	九八式三動
九三式三動		九三式三動	九三式三動
4	3	1	4
九八迫二動	九八迫二動	十一耳式榴彈	八九小曳
4	3	1	4
九五式瓦斯彈	九四式宣稱彈	八九式聯明彈	八九小曳
九五式瓦斯彈	九四式宣稱彈	八九式聯明彈	八九小曳
九三式三動		八九小曳	八九小曳
4	2	3	3



卷之三





九八式火銃  
彈

九八式  
彈

九五式破甲弾  
彈

空爆弾

轉鉄破甲弾  
彈

空爆弾

九二式火銃  
彈

六脚  
彈

十一式火  
槍彈

六脚  
彈

十年式銅壳  
銃弾

六脚  
彈

九一式火銃  
彈

五脚  
彈

九一式  
槍彈

五脚  
彈

十三年式發煙  
彈

六脚  
彈

八九式火銃  
彈

五脚  
彈

九二式火銃  
彈

六脚  
彈

九三式火銃  
弾

六脚  
彈

九三式  
火銃  
弾

八脚  
彈



1072

第二十三回陸軍需審議會委員會談事錄

昭和十四年一月十七日  
陸軍需審議會

第二十三回陸軍軍需審議會委員會議事錄

一、日 時

昭和十四年一月十七日午後三時開會

昭和十四年一月十七日午後五時閉會

二、場 所

陸軍省第一會議室

三、議 題

彈藥統制要領

四、出席者左ノ如シ

會長 陸軍次官 委員 陸軍技術本部總務部長  
柳川勝正  
悌 隆

## 参列者

陸軍技術本部第一部長代理 本田義三郎  
 陸軍造兵廠作業部長 長谷川治良  
 同 同 同 同  
 技術部長 今村貞治  
 火工廠長 河内櫂五郎  
 陸軍兵器本廠長 三村友茂  
 陸軍步兵學校研究部高級主事代理 重信吉固  
 砲兵監督部高級部員 橋本博光  
 參謀本部第一課長 田正純  
 同 同 同 同  
 第三課長代理 松村知勝  
 教育總監部第五課長代理 堀利三郎  
 陸軍省軍事課長 田中新貞  
 同 同 同 同  
 戰備課長 菅原喜晴  
 整備局長 上月良夫  
 月良夫

同 兵 器 局 長 木 村 兵太郎  
參 謂 本 部 第 一 部 長 橋 本 群  
梶 木 林 金  
陸 庫 戰 備 課 々 員 西 村 乙 嗣  
幹事長代理  
議事ノ經過左ノ如シ

陸軍軍需審議會委員會議事錄

昭和十四年一月十七日於陸軍省

會

長

山

勝

山勝は不省の身を以て軍需審議會々長に就任致しました。就きましては閣下並に各位の御協力に依り及ばず乍ら任務完成に努力する覺悟で御座いますから將來御援助の程御願ひ致します。先づ御挨拶申上ります。

擲て本日は先般送付致しました弾薬統制要領に就きまして説明、質疑、意見を承り審議致します。細部に就ては幹事長代理、其他の方から説明致させます。

幹事長代理 幹事長代理と致しまして先づ私から申上ります。本委員會

に於きまして審議願ひます議題弾薬統制要領は最初技術本部で起案されましたものを昨年八月十九日、十一月十二日、十二月十日の三回に亘り幹事會を開き慎重審議の上加修訂正を行ひ本案となり全幹事異存無く纏つたもので御座います。審議の途中に議論のありました重要な項目に就て申上ます。第一は野山砲の榴散弾を廢止する、せんと言ふ對立の意見でありましたが、審議の結果本案附表其二野砲の構造圖分乙の所に九八式榴散弾を存置し其備考に掲げて御座います様に「戦用に供するため研究を完了する」事として意見が纏まつたのであります。第二には新式信管を採用することになつて居りますが製造上色々問題があるので御座います。

技術本部、造兵廠から引續き説明を願ふことに致します。技術本部か

ら説明願ひます。

桑田中佐　　弾薬統制要領一般事項に就て説明（印刷物に就て）  
幹事長代理　何か質問ありますか。（なし）

桑田中佐　　第二弾丸以下に就て説明（印刷物及實物に就て）

會長　質問若くば意見はありますか。

稻田委員　　傳火薬筒室は無くても差支ありませんが。

桑田中佐　　無くても差支ありません。

稻田委員　　曳火榴弾の制定がありますが複働信管附のものが有ると思ひます。焼夷弾は別の研究であつて之には載りませんが十五榴は或は高射界は要らないのです無いかと思はれます。此案では五號装薬だけやめて四號装薬迄になつて居りますね。

桑田中佐 四號迄になつております。

稻田委員 要塞火砲で四號裝薬迄置かなければならぬと言ふことは無いと思ひます。射程を伸ばすことよりも裝薬を簡単にすると言ふ其方から研究してなるべく裝薬數を減する方が良いと思ひます只今は低射界で射撃をして射程を伸ばす方が一生懸命であつて古い砲臺でもそんな近距離射撃はしない様に思ひます。

橋本委員 近距離目標に對して至近距離から射てる様に此種のものが必要であると思ひます。

稻田委員 瓦斯弾の中には黄、赤等書いてありますんが各種弾丸が皆同じ弾体を使ふのですか。

桑田中佐 傳火薬筒は違ひます、瓦斯弾の種類に就ては別に研究する

ことになつて居りますから區分致してありません。

橋本委員　一般方針一の第二項は不同意ではありますんが、精度向上に就ては使用方面から相當意見か出て居りますから十分考へて戴きたくと思ひます之を作る場合に現在のもの以下にしないことにして戴きたい。射撃が歩砲協同の見地から益々精密射撃を要求される様になりましたから敵が頑強に抵抗すればする程精度を要求せられ五十米前方迄射たなければなりません。歩兵の突撃支援のため少い弾数で効果あらしめるために精度が必要であります。

桑田中佐　精度は向上することに努め現在より以下に落さない方針で御座います。

稻田委員　薬筒自体で行ふ防爆は完全薬筒ですか。

桑田 中佐 分離薬筒では薬莢覆を使用しまして射撃號令で之を取るので御座います。中は皆一跡装薬で這入つて居ります點火薬だけ防水防濕を施しております、裝薬の無煙薬は吸湿性が餘り御座いません。

稻田 委員 分離薬筒か完全薬筒かと言ふことは幹事會では検討されませんが、別に問題にはならなかつたのですか。

幹事長代理 別に問題になりませんでした。

稻田 委員 完全彈薬が分離彈薬かけ更に研究して戴きたい。

會  
長

外に意見ありませんか。

稻田君初めの装薬の號數の問題は修正意見ですか。

稻田委員 研究されて居るかどうかと思つて申上げました用法上から出て居ると思ひますが其方が要らないならもつと減することが出来る

と考へますから裝薬問題は尙研究の必要があると思ひます。

會長　只今の希望に異存はありませんか。

橋本委員　修正の必要は認めます。

木村少將　榴弾の戰車に對する實驗が御座いますか。

桑田中佐　實驗して居ります、榴弾は貫通して居りません。

木村少將　どんな近距離でもですか。

桑田中佐　三百米位の實驗と思ひます。

木村少將　貫通しないと言ふが効力は有るであらう、野砲の尖銳弾は

殘して居りますが尖銳弾と鈍頭弾でどの位距離が違ひますか。

桑田中佐　十粍榴弾砲の鉛頭弾が八千八百米、尖銳弾が一萬八百米で

御座います。

木村少將 九〇野砲ではどうか。

桑田中佐 鈍頭弾で九千二百米、尖銛弾一萬三千六百米其差は四千四百米であります。

木村少將 遠距離戦闘に無闇に砲兵を使ふといふ感念は止めで貰ひたい。長い射程を持ち過ぎると砲兵は禪で射ちたがりますが弾薬補給の見地から弾種をもつと減らして貰ひたい。戦車に對して大なる差がなければ破甲榴弾は思切つてやめない以上弾薬は非常に缺乏すると思ひます。弾種を制限しなければ第一線の要求に應じられません特に野砲山砲十榴等主火砲に就ても制限しなければ效果が揚らないと思ひます。瓦斯弾は更めて研究することにして黄煙は不用と思ひます、黄煙の効力は疑はしく非常に製造が困難である以上の觀點から殊に野山砲十榴

級の弾薬の制限が必要であります。尙研究を完了しおくと言ふことはどう言ふことですか。

桑田中佐 研究の完了しおくと申しますのは研究を終つて制式制定をなし製造研究を行ふも又工場の整備は行はざるを申します。

木村少將 曜火榴弾があれば榴弾弾は要らないと思ふ。

橋本委員 榴弾弾は是非装備して戴きたいと思ひます。榴弾・榴弾弾の比較でありますか榴弾弾は近距離千五百か二千米以内の距離から特に有効に火制出来ますが曳火榴弾は近距離では餘り役に立ちません。榴弾弾と榴弾とを取替にはなりません。

木村少將 夫は諒承するも弾種が多くて補充が困難だから弾種を減らして十分補給が出来る方が良いか、弾種を多く置いて五分通りしか補

給が出来なのが良いか、又曳火榴霰弾の射撃を完全に行ふことは甚困難である。

橋本委員　近距離で自衛的に使へるもののは榴霰弾以外にあります。前車だけにでもあれば結構であります。補充の問題もありますが使はなければ戦闘の済を迄あります。又氣球射撃に必要であります。攀縄しないと氣球に對じては手がありません。澤山に装備する必要はあります。せんが若干の装備をして戴きたい。

木村少將　榴霰弾は既に制式品としてあるものだから研究の必要はないのではないか、主要砲の彈丸は弾種を減じて出来るだけ多く造る様にしたい。海岸砲の彈薬なんか或程度まで弾種はどうなつても宜しい。黄弾は澤山作れますか。

桑田 中佐

榴弾の研究は鋼弾子とする場合の研究であります又新瓦

斯弾は構造簡単であります。

橋本少將 瓦斯弾の試験は今迄やつたことがありますか 小さな口径

で瓦斯弾を使ふことは餘程考へを要すると思ふ。

木村少將 尖銳弾は思切つて虚めて貰えませんか。

橋本委員 尖銳弾はどうしても存置して戴きたいと思ひます。

木村少將 特殊弾はあるべく止めだらけ 製造の見地から申し蒙じて大  
變ですから。

橋本少將 新に鋼性銳弾を作ると言はれたが今迄のものと普通の鋼弾  
との威力の差はどの位ですか。

桑田 中佐 炸薬は野砲榴弾は八百瓦 今迄の鋼性銳弾は五百七十瓦で

ありました。今度のは四百瓦位と思ひます。

橋本少將　之に依ると中間の良いものは止めようと言ふのだね、多量の弾丸を要する大砲には金質を下げないで良い鋼弾を使ってはどうか。

桑田中佐　鋼性銃弾には鋼の削り屑が要るのであります。精度の問題で御座いますが鋼性銃弾は鋼の弾丸に比べて悪くなります。

橋本少將　二種類になると皆やさしい方で補給されることになります。

桑田中佐　銅弾を造る時には鑄物工場が遊ぶことになるのであります。

菅委員　悪い銃は日本でも出来ますが良いものは澤山無くて多くは海軍で使つて居りますから良い方許りを使ふことは困難かと思はれます、釜石あたりの銃で悪い銃ならば澤山得られます立前は鋼で行かな

ければならないかと思ひます。

橋本少將 資源が無ければ止むを得ない。

木村少將 瓦斯彈、黃煙、十五榴の尖銳弾はやめたい。

橋本少將 七種級以下の瓦斯彈もやめる方が宜しい。

稻田委員 瓦斯彈は別に一括して研究することにしたいと思ひます。

會長 修正意見がありますか。

橋本委員 榴霰彈は整備部分を申して戴きたい。

幹事長代理 裝備のことは本委員會以外になりません。勿論幹事會に於き

ましても裝備のことは各幹事の常務に従ひ一應は考へて居りますが、

裝備の決定は常務になります。

田中委員 整備は何時頃になりますか、製造設備の關係もありますか。

今村委員 統制されましたならば製造の方は非常にやさしくなると思ひます。

新しい信管がありまして餘分に増えておきさしむるだらうと想像して居ります。

橋本少將 之を決定じて直ぐ製造に着手します。

中西委員 軍需動員では出来るだけ重點から始めて行きたいと思ひます。

稻田委員 之で一應決定致しまして装備の點は足らぬものが出てかと思ひますから其時今一度考へて書きたいと思ひます。瓦斯彈に就きましても今では未だ誰も意見は言へない装備から具体化しなければならぬと思ひます。

今村委員 現在の儀の四種では完全に製造設備をする爲には大變なこ

とになります、これで助かると言ふ感じが致します。

中西委員　　弾薬の統制と驅逐致しまして火器の統制もやつて戴かなければなりませんが更に火器の種類を整理して戴く様に願ひます。

木村少將　　軍需動員から申しまして弾薬は相當澤山な生産で御座います、生産増加は戦備課長の言ふ通り統制をやらなければなりません。光學兵器も種々雑多なものがあります、内燃機關の統制も必要でありますから將來やらうと思ひます。

橋本委員　　高射砲の弾丸に警備的の弾薬として榴霰弾が欲しいのであります、榴弾では効力が期待し得られません、榴弾の信管が直に著發取替へられたならば都合が宜しう御座います、戰車とか地上目標に對して對抗する力を持つて居る必要があると思ひます。希望でありますが

機械信管を研究して戴きたいと思ひます。海軍でも外國でも既にそ  
なつて居りますから將來は之に替へて行く様にしたいと思ひます。

中西委員 同一口徑の野砲等の弾丸では如何がですか。

橋本委員 信管が取替へられれば宜しいと思ひます。

橋本少將 野砲と山砲と弾丸を同じにし十粍榴弾砲と十粍加農の弾藥  
も同じで宜しい携行が困るならば弾薬箱の形式を替へて作れば宜しい。  
會長 只今修正意見を総合致しまして希望の附帶條件を作りました。

幹事長代理 覆申の場合に希望意見を付けます案を申上ます。

- (一) 今後裝備の研究に伴ひ統制要領の内容に變更あるを豫期す。
- (二) 瓦斯彈に就ては一括して今後の研究に譲る。特に七粍級以下に採用

することに就ては慎重に研究せんことを望む。

(三)火器の統制を促進せんことを望む。

(四)分離弾薬筒の研究及装薬數減少の研究を望む。

(五)高射砲の機械信管を研究せんことを望む。

以上の五項目と思ひますが別にありましたなら承ります。

稻田委員 装薬の數を減ずることを検討して貰ひたい。

會長 外にはありますか。

松村委員 火器の整理に就て主旨は御尤もで御座いますが現在ある古い火器も使はなければならぬ實状であります。古い火器を使はない様にと思つて居りましても後からの部隊の都合により使はなければならぬことになりますから主旨として同意しておりますが此點を顧慮

して戴きたい。

會長、成文は幹事長に御任せ願ひまして只今申上げました希望條件を附し覆申することに確定致します。

(終)

1094

元次

參謀第一七五

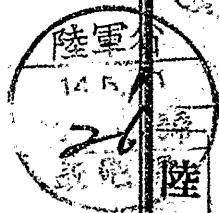
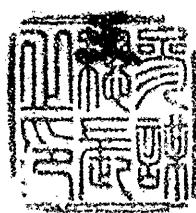
大本營  
陸軍部  
參謀第ニ八三號第ニ

彈藥統制要領規程ノ件回答

昭和十四年五月四日 參謀總長 載仁親

陸軍大臣 板垣征四郎殿

昭和十四年五月二日附陸軍第六六八號ヲ以テ照會ニ係ル首題ノ件異存無之



陸  
軍

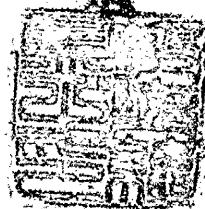
日本標準封 B-5

教密第五四九號

彈薈統制要領規程ノ件回答

昭和十四年五月九日

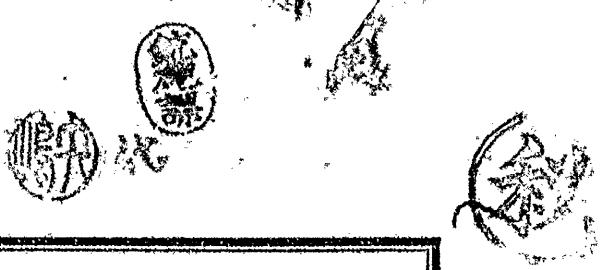
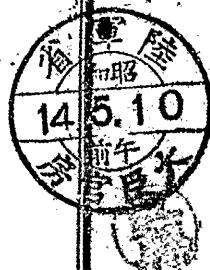
教育總監 西尾壽造



陸軍大臣板垣征四郎殿

五月九日附陸密第六六八號ヲ以テ照會ニ係ル首題ノ件異存無之

陸軍



1095

125